

令和5年8月24日

市政記者クラブ様

中村区区政部市民課
担当：浦山（433-2803）

住民票の写し等交付申請書の紛失について

このたび、中村区市民課において、下記のとおり住民票の写し等交付申請書の紛失がありましたので、ご報告いたします。

記

1 発覚年月日

令和5年8月18日(金)

2 概要

- ・8月18日(金)、Aさんが同一世帯のBさんの住民票の写しの交付申請のために来庁され、市民課に交付申請書1枚を提出されました。
- ・同日、職員が発行した証明書の集計作業等を行う中で、住民票の写し等交付申請書1枚の紛失が発覚しました。
- ・住民票の写し等交付申請書については、証明書の発行等に関わった職員に状況を確認し、事務室内を捜索しましたが、現在のところ発見に至っておりません。

3 紛失した申請書に記載されていた内容

- ・Aさんの住所、氏名
- ・Bさんの住所、氏名

4 対応

Aさん及びBさんに状況を説明するとともに謝罪しました。

5 原因

住民票の写しを交付する際、申請書を速やかに所定の位置に保管することを怠ったため

6 再発防止策

- ・証明書等を交付する際、申請書を速やかに所定の位置に保管することを徹底するとともに、これを適宜整理・確認し申請書の適正な管理に努めます。
- ・申請書が他の書類等に紛れ込むことがないように、常に作業場所の整理・整頓を行います。
- ・職員に対し、個人情報取り扱いに関する注意喚起を継続的に行い、再発防止に努めます。